

## 国民年金保険料免除制度 申請はお早めに！

— 令和4年度の免除申請は

7月から受付が始まります！ —

国民年金には、経済的な理由等で保険料(令和4年度の保険料額:16,590円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。※免除には令和3年中の所得の審査があります。

免除の種類＝

- ①全額免除:保険料の全額を免除
- ②一部免除:保険料の一部を納め、残りの保険料を免除(3/4納付・半額納付・1/4納付)
- ③納付猶予:50歳未満の人

承認期間＝7月から翌年6月まで

申請方法＝退職者の場合は離職票を持って、奈良年金事務所か市役所保険年金課 国民年金係窓口へ審査の後、結果(承認・却下)を2ヵ月後ぐらいに日本年金機構より郵送でお知らせします

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請を申し出ている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査しますので申請は不要です。

※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。一部納付の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、ご注意ください。

◆申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請することができます。

7月時点で令和2年6月以降に未納期間がある場合は、一度窓口で相談してください。

なお、離職票等の添付書類が必要になることもありますので詳細は問い合わせてください。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)

保険年金課 国民年金係(内線325・326)

## くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちに  
ご相談ください!



令和3年度の消費  
生活相談を振り返る

大和郡山市消費者センター  
☎ 53-1583 (直通)  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

令和3年度の消費生活相談は612件で、前年度より100件ほど減少しました。これは令和2年度に多かったマスクなどの送り付け商法が減少したことによると思われます。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

年代を問わず多かったのは、メールやショートメッセージによる、フィッシング詐欺や架空請求に関する相談です。

- ・携帯電話会社から「料金が未納になっている」
- ・通販サイトから「クレジットカード番号を登録しなおすように」

このようなメールやメッセージとともに記載されたURLにアクセスし、IDやクレジットカード情報などを入力すると、クレジットカードや個人情報を不正利用されることとなります。開かず、無視するようにしましょう。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

化粧品や健康食品を「定期購入とは気づかずに申し込んだ」「解約の仕方がわからない」といった相談も、変わらず多く寄せられています。それを受け、6月から法律が強化されていますが、私たち自身も安さを強調した広告だけでなく、申込画面や最終確認画面で、販売価格や商品の引渡時期、期間の定め、契約解除に関する事項などを、隅々までよく確認することが大切です。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

ブランドのバッグやアクセサリ、電化製品、自動車用品、キャンプ用品やゴルフクラブ等々…インターネットで申し込んだが、商品が届かない、まったく別のものが届いた、偽物が届いたなどの相談も多数です。価格が大幅に値引きされていたり、日本語が不自然、電話番号の記載がない、などのサイトは要注意です。申込前にネットでトラブル情報を検索してみることも役立ちます。